



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

消費税の軽減税率と非課税取引について

消費税は、2017年4月1日から10%に引き上げられます。来年の4月ですのあと1年2ヶ月です
この消費税を10%へ増税するにあたって、低所得者の家計負担を減らすために導入されるのが、軽減税率と国は説明しています。軽減税率の適用される品目では、**消費税が従来の8%のまま**になる予定です。

自民、公明の与党両党は昨年(2015年)12月、食料品全般などを対象にした軽減税率制度について合意しました。
2016年度税制改正大綱では、軽減税率の制度設計について、酒類や外食を除く**食品全般**と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される**新聞**」を対象品目としました。
何が公平で、何が不公平か?みなさん立場や環境が違うのでよくわかりません。
軽減税率を議論する前に、消費税には非課税とされるものがたくさんあります。本当はこちらのほうが、大問題だと思います。
消費税が3%程度の時代には、さして影響のなかったものも10%となると大きな話になります。
また、今までは国・県・市町村で行っていた事業もこの30年の間に多くが民間に委託され、大きく状況が変わったにもかかわらず、非課税取引は全く変わっていません。

消費税の非課税取引とは

通常の商取引については、消費税が課税されることは消費税導入から30年近くたちましたので、子供たちでもよく知っています。消費者は物を購入する場合に消費税を上乗せして支払い、預かったお店はその消費税を国に支払います。ただし例外もあり、非課税取引と呼ばれています。

非課税取引には、消費税の性格上なじまないもの、社会政策的な配慮から非課税になるものがあります。

消費税の性格上なじまないもの

1. 土地に関する取引.....売却や貸付
「土地」には、土地の借地権や地役権など、土地の上に生ずる権利が含まれています。
2. 有価証券や支払手段に関する取引.....譲渡
この有価証券には、国債証券や株式、投資信託などだけではなく、有価証券に類するもの、つまり、証券の発行がない国債、地方債、社債、株式なども含まれています。支払手段とは、銀行券、硬貨、小切手、為替手形や約束手形などです。
3. 預貯金の利子や保証料、保険料などを対価とするサービス
具体的には、国債、社債、預貯金などの利子、信用の保証料、保険料や共済金といったものがこれにあたります。
4. 郵便切手や印紙などに関する取引.....譲渡
郵便切手などが収集品という扱いで販売される場合は、課税の対象となります。また会社や個人が切手を使う場合は課税です。
5. 物品切手に関する取引.....譲渡
物品切手には、各種のプリペイドカードはもちろんのこと、さまざまな商品券も含まれています。
6. 国や地方公共団体における行政手数料などを対価とするサービス
これは、国や地方公共団体、公共法人などに登記や登録を申請した場合、証明書や公文書を交付してもらう場合に支払う事務手数料のことです。
7. 外国為替業務における手数料など、外国為替や国際郵便為替などの取引、信用状や旅行小切手の交付などです。

社会政策的な配慮から非課税になるもの

1. 社会保険医療サービス
健康保険法や国民健康保険法などによる医療、労災保険の対象となる医療サービスで発生する報酬は、非課税となります。
2. 社会福祉事業など
介護保険法に基づく介護保険サービス(居宅・施設・地域密着型サービスを含む) 社会福祉法により定められた社会福祉事業などのサービスのことです。
3. 助産 医師や助産師などによる助産サービスのことです。医師が妊娠の有無を判断するための検査も含まれます。
4. 火葬や埋葬 ただし葬儀屋さんの、葬儀費用は、課税取引となります。
5. 身体障害者用物品に関する取引.....譲渡や貸付
身体障害者用物品には、義肢や車いすなど、障害者の生活に必要な不可欠なものだけでなく、点字器や改造自動車のように障害者の生活の質を上げるために造られた物品も含まれています。
6. 学校教育 学校教育法で定められた学校の授業料や入学検定料、入学金、在学証明手数料などと教科書の販売
7. 住宅の貸付
住宅とは、一戸建ての住宅のほかマンションやアパート、社宅や寮などで、契約において人の居住が証明される必要があります。ただし、1ヵ月未満の貸付は、課税対象となります。